

# 酒々井町地域防災計画

令和元年度修正

共通編

第3章 災害復旧・復興計画



## 目 次

第3章 災害復旧・復興計画.....	共通-77
第1節 生活安定のための緊急措置.....	共通-77
1 被災者台帳の作成.....	共通-77
2 被災者の生活確保.....	共通-78
3 地域経済への支援.....	共通-81
第2節 生活関連施設の復旧計画.....	共通-82
1 災害復旧事業.....	共通-82
2 国の財政援助等.....	共通-82
第3節 災害復興計画.....	共通-84



# 第3章 災害復旧・復興計画

## 第1節 生活安定のための緊急措置

災害によって多数の住民が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされることにより、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。町は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、被災者の生活安定のための措置を講じる。

項目	担当
1 被災者台帳等の活用	調査住民班（税務住民課）
2 被災者の生活確保	総務班（総務課及び会計室）、調査住民班（税務住民課）、健康福祉班（健康福祉課）、こども班（こども課）、酒々井町社会福祉協議会、成田公共職業安定所、日本郵便株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社
3 地域経済への支援	経済環境班（経済環境課及び農業委員会事務局）

### 1 被災者台帳等の活用

#### (1) 被災者台帳の作成

調査住民班は、被災者への支援を漏れなく行うために、個々の被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を整備し、各部で共有する。

#### (2) 被災者台帳の活用

調査住民班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を活用する。また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

- 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

#### (3) 安否情報の提供

調査住民班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された町民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

#### (4) 被災証明書の活用

調査住民班は、り災証明書の対象とならない建物や家財などについて被災の届出がなされたことを証明する被災証明書を交付する。

## 2 被災者の生活確保

### (1) 災害弔慰金等の支給等

#### ア 災害弔慰金の支給

健康福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

#### イ 災害障害見舞金の支給

健康福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して、災害障害見舞金を支給する。

#### ウ 災害援護資金の貸付け

健康福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

#### エ 生活福祉資金の貸付け

酒々井町社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、「災害救助法」が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

#### オ 酒々井町災害見舞金等

総務班は、「酒々井町災害見舞金等支給規則」（平成26年3月11日規則第2号）に基づき、災害により被害を受けた町民に対し、災害見舞金等を支給する。

### (2) 税等の減免等

調査住民班及びこども班は、条例等の規定に基づき、被災した町税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、税等の災害救済措置を講ずる。

#### ア 町税の減免等

調査住民班は、災害が発生した場合において、地方税法及び町条例に基づき、町税の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

## イ 保育料の減免等

こども班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

### (3) 職業のあっせん

成田公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講じる。

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置

### (4) 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

- 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

### (5) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

### (6) 住宅の建設等

#### ア 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、「公営住宅法」（昭和26年6月4日法律第193号）に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

#### イ 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、「被災市街地復興特別措置法」（平成7年2月26日法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存

公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

#### ウ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

### (7) 義援金品の受け付け・配分

#### ア 義援金品の受け付けと保管

総務班は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、町に送付された義援金を保管する。

また、健康福祉班は、日本赤十字社等を通じて配分された義援金品を受け付ける。

#### イ 義援金品の配分

健康福祉班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

義援品は、救援物資と同様にあつかう。

### (8) 被災者生活再建支援金の支給

総務班は、「被災者生活再建支援法」（平成10年5月22日法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

#### ア 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</li><li>② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</li><li>③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</li><li>④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</li><li>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</li><li>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）</li></ol> |
|--|

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

#### イ 対象世帯

自然災害により被害を受けた以下の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。



- ① 居住する住宅の全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### ウ 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

#### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

## 3 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

### (1) 中小企業者への融資資金

経済環境班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会等との連携を図り広報等を行う。

### (2) 農林者への融資資金

経済環境班は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

## 第2節 生活関連施設の復旧計画

項目	担当
1 災害復旧事業	企画財政班（企画財政課）、各班（各課）
2 国の財政援助等	企画財政班（企画財政課）、各班（各課）

### 1 災害復旧事業

町は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

町が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

### 2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

#### (1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次ページのとおりである。

■復旧事業の概要

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法、等	土砂災害防止対策

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

町及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年・中央防災会議決定）の 2 つがあり、この基準により指定を受ける。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

## 第3節 災害復興計画

項目	担当
1 災害復興計画	企画財政課

町域が大きな被害をうけた場合、再び地震による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、町は、町民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、住民・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。考え方は、次のとおりである。

### (1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷や PTSD 等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

### (2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。